

第 1073 回教育委員会 会議録

令和元年 8 月 21 日

14:30~15:15

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1073 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、2名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、片桐委員と森岡委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「県教育委員会の障がい者雇用状況について」、総務課長より報告願います。

<総 務 課 長>

下段に報告 1 とある資料をお開き願います。県教育委員会の障がい者雇用状況につきましては、8 月 8 日に公表させていただきまして、その際に委員の皆様にもメールを送付させていただいたところでございますが、内容について御説明いたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、県教育委員会を含む事業主には、障がい者の雇用義務が課せられております。対象となる障がい者につきましては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者となっております。都道府県教育委員会の法定雇用率は、令和元年度現在で「2.4%」と定められております。

また、6 月 1 日現在の雇用状況につきましては、山形労働局を通じて、厚生労働大臣に報告することとされており、公表は 8 月 8 日でしたが、先月の 7 月 12 日付けで報告いたしております。また、6 月 14 日に公布されました障害者雇用促進法の一部を改正する法律に基づきまして、国に報告した内容について都道府県においても公表義務が課されております。そのことにより、8 月 8 日に知事部局とあわせて公表したところでございます。

資料の下段にあります太枠の中を御覧ください。算定の基礎となる職

員数は、令和元年6月1日現在で、7,121.5人、これに2.4%を乗じた数が、170人となります。なお、職員の勤務時間によって週20時間以上30時間未満の短時間勤務職員は1人を0.5人換算とするため、端数がついております。実際に雇用している障がい者数は、170名に対して116名で、先ほど申しあげました換算では、0.5人と換算する分や重度障害の方については、1人を2人に換算することもありまして、換算後の数値が157.5人となり、率にしますと2.21%、12.5人の不足となっております。

昨年度については、その上段にありますとおり6月1日現在で、2.32%、5.5人の不足となっておりますが、6月2日以降も採用を進め、11月1日現在で法定雇用率を満たしております。

そのため、未達成の場合に厚生労働大臣あて提出することとされている障がい者の「採用計画」については、作成しておりません。今年につきましては、不足数の発生要因については、教員の大量退職時代を迎え、障がいを有する職員の退職も多くあり、採用で補充することができなかったことが挙げられます。また、部局間の異動や障がいの程度が軽くなったことによる障害者手帳の返還などもございました。

なお、6月2日以降、7月1日に非常勤職員を1名採用しており、9月1日にもう1名採用する予定としております。

引き続き、採用を進め、早期の法定雇用率達成に向け、取り組んで参ります。報告は以上でございます。

<菅間教育長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<山 川 委 員> 新聞でこの記事を見ましたが、達成できていないというのが、教育委員会はきちんとやっているのだろうかという印象を受けます。これを達成することは非常に難しいと思うのですが、積極的に採用し、この目標を達成していただきたいと思います。

<総 務 課 長> 県庁内にも日々雇用職員がおりますので、その切り替えの時期に合わせて、障がい者雇用を念頭におきながら推し進めて参りたいと考えております。

<菅間教育長> ほかにございますか。

<武 田 委 員> 採用で補充ができないということですが、雇用する場があるけれども、そこに応募がないということでしょうか。

<総 務 課 長> 教員採用試験におきましても、障がい者に対する門戸も当然ながら開いておりますし、高等学校におきましても校務補助員という形で採用する、知的障がい者についても非常勤職員として採用するという門戸は開いているところでございます。昨年度は公的機関をはじめとして募集が非常に過多となっているようなところもございまして、募集自体に応募がないという状況がございました。ただ、そのような状況の中でも引き

続き努力していきたいと思ひます。

<菅間教育長>

ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長>

議第1号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和2年度使用教科用図書の採択について」、特別支援教育課長 及び 高校教育課長より、説明願ひます。

<特別支援教育課長>

議第1号につきましては、山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和2年度使用教科用図書の採択をしていただきたく、お諮りをするものです。

2ページの資料1を御覧ください。県立学校の教科用図書採択に関する基本方針は「Ⅰ 県立学校の教科用図書採択に関する基本方針」にありますとおり、県立学校の教科用図書は、校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、県教育委員会が審査し、採択することとなっております。その後の流れにつきましては、前回の定例教育委員会で説明したとおりであります。本日は「Ⅱ 本年度のこれまでの経過」の「7 教育委員会に県立中学校・高等学校及び県立特別支援学校における令和2年度使用教科用図書の採択について付議」にあたります。

はじめに資料の確認をさせていただきます。3ページから14ページまでが山形県立特別支援学校の小学部、中学部における令和2年度使用教科用図書採択案でございます。15ページから16ページの資料2になりますが、採択に関わる法的根拠と各学校の選定結果の特徴や選定校の多い一般図書となっております。17ページについては、令和2年度使用山形県立中学校教科用図書採択案となっております。

それでは、特別支援学校において選定された図書について説明いたします。3ページを御覧ください。小学部の選定になります。「1 文部科学省検定済教科書」は、文部科学省の検定を経た教科書になります。山形盲学校、ゆきわり養護学校など6校で選定しております。

4ページをお開きください。「2 文部科学省著作教科書」につきましては、特別支援学校 視覚障害者用教科書<点字版>になります。これは検定済教科書を点字訳した教科書であり、山形盲学校で選定しております。聴覚障がい者用教科書は、山形聾学校及び酒田特別支援学校で選定しております。知的障がい者用教科書は、小学部では一つ星本から三つ星本があり、内容が段階的になっております。米沢養護学校長井校など4校で選定しております。

5ページから7ページまでが、「3 一般図書」になります。児童・生徒の実態に応じるため、学校教育法附則第9条により文部科学省検定済教科書、著作教科書以外に市販の一般図書を使用するもので、知的障がい及び聴覚障がいの児童・生徒のための選定となっております。文字だけでなく絵、図又は写真のような視覚的情報が豊富であります。今年

度は知的障がい特別支援学校を中心に小学部で発行者 38 者、図書 149 種を選定しております。

8 ページを御覧ください。点字教科書及び拡大教科書であり、山形盲学校で選定しております。

続いて、9 ページから 14 ページは中学部の選定になります。小学部同様となっておりますが、「1 文部科学省検定済教科書」は、山形盲学校、ゆきわり養護学校など 6 校で選定しております。

10 ページをお開きください。「2 文部科学省著作教科書」は知的障がい者用教科書でありまして、中学部は四つ星本があり、村山特別支援学校や楯岡特別支援学校など 7 校で選定しております。

11 ページから 13 ページまでが一般図書で中学部用について、酒田特別支援学校などが発行者 37 者、図書 123 種を選定しております。

16 ページをお開きください。資料 2 の「5 選定校が多い一般図書について」を御覧ください。小学部に選定率が高くなっているものの一つに「さわってあそぼう ふわふわあひる」があります。先ほど皆様から御覧いただいたこの教科書になります。選定理由としては、様々な色と形を触りながら、楽しんで読むことができること、文字が少なく、イラストが大きくはっきりしておりわかりやすいこと、触りながら学習することで感覚を通して形の概念形成を図ることができること等の理由により 12 校で選定しております。また、中学部で選定率が高くなっているものの中に、「ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」 3」があります。この教科書では、6 から二桁までの数と引算、時計の読み方など、イラストを見ながら学習することができるとして 6 校で選定しております。

以上で特別支援学校より選定されたものを審査し、採択案をさせていただきました。

< 高校教育課長 >

次に、県立中学校について、説明させていただきます。県立東桜学館中学校につきましては、併設型中高一貫校の中学校ということで、教科書の採択について義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 3 項において、学校ごとに採択を行うものとあります。東桜学館校内に教科書選定委員会を設置いたしまして、学校の教科書選定方針に基づき使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなど作業を進めて参りました。

それでは議 1 - 17 ページを御覧ください。こちらが東桜学館中学校で選定した教科書になります。選定の観点につきましては、「1 教科用図書選定の観点」に記載してありますとおり、東桜学館の理念であります「高い志」、「創造的知性」、「豊かな人間性」を育てるために、探究的な学習や協働的な学習を推進するのに適しているかという観点を選定方針の基本としながら、充実した理数教育、国際的な教育を推進するという東桜学館の教育に適しているかどうかを考慮して、選定いたしました。

その結果が、「2 教科用図書選定結果」の表になります。教科ごと

の具体的な選定理由及び今回選定された教科書は、先ほど教科書研究の際に御覧いただいたものとなっております。中学校につきましては、4年ごとの採択ということで、本来ならば昨年度中に教科書検定が行われ、今年度は新たに検定を経た教科書から採択することになる年でありましたが、現在は新しい指導要領の移行期間と重なってしまったために、教科書検定が1年先送りになっておりまして、今年度は新たに検定を経た教科書ではなく、前回採択したものと同一教科書からの採択となりました。

そのため、今年度新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた教科書検定が行われることとなっておりますので、来年度、再び教育委員会において県立中学校の教科書を採択いただくこととなりますので、御承知おきください。

なお、東桜学館中学校の数学におきましては、高校の内容を70時間分先取りして学習しておりますので、先ほど御覧いただいたとおり、3年生の数学において高校用の教科書である数学Ⅰを導入しております。選定しました数学Ⅰの教科書については、発展的な問題を取り組ませる配慮が見られ、能動的な学習に適しているだけでなく、文章や図表による注釈がわかりやすいこと、單元ごとに数学の歴史を紹介する等の数学の面白さや現代社会との関わりを理解させるような学びを一層深化させる工夫があったため、これを選定しております。

以上のように山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和2年度使用教科書につきまして、各種法令、使用教科書、教科用図書選定審議会の意見及び教科用図書採択の基本方針に基づきまして、選定理由及び教育環境を照合したうえで、適切な図書の選定となっているかを審査しましたので、採択をよろしく願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和2年度使用教科用図書の採択について」、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和2年度使用教科用図書の採択について、御審議いただきたくお諮りするものであります。

議2-2ページを御覧ください。こちらは教科書の選定概況の全体概

要になります。

次に、3ページから4ページを御覧ください。資料の上を御覧いただきますと、表のタイトルが第1部となっております。平成25年度から年次進行で全面実施しました現在の学習指導要領に基づいて編集された各教科・科目の教科書の種類と本県の選定状況一覧となっております。

次に、5ページを御覧ください。こちらは第2部となっております。従来の学習指導要領に基づいて編集された教科書となっております。つまり、現在の学習指導要領の前のもに基づいた教科書になります。

さらに、次の6ページは第3部となっております。これは5ページのもの前の学習指導要領に基づいて編集された教科書の種類と選定状況になります。

この第2部及び第3部に掲載されております従前の学習指導要領に基づき編集された教科書ですが、現在の学習指導要領で使う教科書が発行されていない場合、以前の学習指導要領に基づき教科書が発行されている場合は、そちらを選定することができるということから、今回掲載させていただきました。ただし、山形県ではこれら第2部及び第3部から選定した教科書はございませんでした。

議2-2ページにお戻りください。今御覧いただきました第1部、第2部及び第3部で発行されている教科書は803点ございます。そのうち県立高等学校及び特別支援学校高等部を合せて570点が選定されております。割合にしますと発行されている全教科書の71%が今回選定されたということで、非常に多くの教科書が選定されております。その内訳を御説明いたします。

議2-7を御覧ください。こちらは各県立高等学校から提出された令和2年度使用教科書一覧を教科ごとにまとめた採択案でございます。こちらは教科ごとに記載されておまして、19ページまで続きます。高校及び特別支援学校でどの教科書が多く採択されているかが一覧となっております。県立高等学校普通科、専門学科、総合学科や全日制、定時制、通信制や進路志望等により実態が多様となっております。そこで県教育委員会としましては、各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、十分な調査研究を行ったうえで、公正でかつ適正な選定を行うよう指導して参りました。学校もその指導に基づいて適切に選定していると判断しているところでございます。

続きまして、議2-23ページを御覧ください。こちらからは代表的な学校である3校の教科書選定の観点を掲載しております。23ページは普通科高校の例です。次のページが専門学科の例です。25ページが総合学科の例です。このような形で選定の観点をまとめて提出いただき、こちらで指導しながら、判断しました。

また、26ページから27ページとなりますが、県立学校において選定の比率が比較的高い教科書の選定理由を記載しております。先ほど御覧いただきました教科書研究の際に、教科書の表紙に貼ってございましたものがこちらになります。選定の理由としましては、教科書の内容及び

構成が当該学校の生徒にとって適しており、分かりやすく、生徒の興味関心を喚起し、生徒の学力向上に資する内容であるということを選定の理由としている学校が多くございました。高校につきましては、以上でございます。

<特別支援教育課長>

次に、県立特別支援学校について御説明いたします。県立特別支援学校におきましては、小・中学部と同様に障害の状況に応じて文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書の中から選定できることになっております。選定された各教科書については、県教育委員会で審査し、結果を議2-20ページから22ページに掲載しております。20ページは文部科学省検定済教科書及び著作教科書、21ページは一般図書、22ページは拡大教科書を掲載しております。

28ページを御覧ください。28ページから29ページは選定率の高い教科書を整理いたしました。「知的障害や自閉症の人たちのための見てわかるビジネスマナー集」は、分校を含む15校中8校で選定されております。働くことについてのマナーや基礎知識について、整理して分かりやすく提示している等の理由で選定をされております。各校とも在籍する障害や学びの状況に応じて、一人一人が十分に活用できる図書を適切に選定しております。

以上、特別支援学校高等部について御説明いたしました。県立高等学校及び県立特別支援学校高等部における令和2年度使用教科用図書について、御説明いたしましたが、いずれも教科用図書採択の基本方針に基づいて各校長が選定したものを審査したのになります。よろしく御採択をお願いいたします。

<菅間教育長>

御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次に、議第3号「令和2年度山形県立東桜学館中学校入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

資料の議3-1及び3-2ページを御覧ください。令和2年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集について御提案申し上げます。東桜学館中学校につきましては、県内初の併設型中高一貫校としまして平成28年度開校いたしました。5年目を迎えます令和2年度県立中学校選抜基本方針につきましては、平成30年8月に本教育委員会において決定し、公表しているところでありますが、基本方針に基づきまして、このたび正式に募集公告を行うものであります。なお、平成31年度入学者募集

から日付等の変更はありますが、内容についての変更はございません。

それでは改めて御説明いたします。表にお示ししましたとおり入学定員は1学級33人の3学級で99人としております。男女別の内訳は同数程度としております。

入学志願要項の「1 志願資格」についてですが、(1) ①にありますとおり令和2年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、保護者とともに県内に住所を有する者が基本となります。(2) には、県外からの受験等について県教育長が特別に志願を承認した者の具体例を掲載してございます。

「2 通学区域」につきましては、県下一円としております。

「3 出願に必要な書類」については記載のとおりでございます。提出期間は令和元年11月25日月曜日から29日金曜日午後3時までとしております。

「4 選抜及び選抜結果通知書の発送」についてですが、選抜の資料は小学校が作成する調査書と県教育委員会が実施する適性検査、作文及び面接の結果を用いることといたします。その実施日は令和2年1月11日土曜日に県立東桜学館中学校・高等学校で実施し、選抜結果通知書は1月16日木曜日午後3時に発送いたします。その他の詳細につきましては、9月中旬に完成予定の入学者選抜実施要綱で示したうえで、9月28日土曜日及び29日日曜日に実施する入学者選抜出願手続き説明会で保護者の皆様に周知して参ります。

以上、よろしく御審議お願いいたします。なお、御承認いただいた後には、8月30日に発刊の県公報に登載し、公告する予定であります。

<菅間教育長> 御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第4号「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 資料の議4-1及び4-2を御覧ください。令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について御提案申し上げます。東桜学館中学校の第6期生となる現小学校5年生が対象となる入学者選抜基本方針です。

毎年8月にその年度の募集公告と次年度の基本方針を決定することとしております。令和2年度の基本方針からの変更点は、年次等の変更のほかに1の(3)にございます出願受付期間、3の(1)にあります適性検査の実施日、4にあります選抜結果通知書の発送日の3点につい

て、曜日を固定していることから令和2年度からの日付が変更となっております。その他基本方針の内容に関して変更点はございません。

以上、御審議をお願いします。

<菅間教育長> 御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次の議第5号及び議第6号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第5号及び議第6号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<菅間教育長> これで、第1073回教育委員会を閉会いたします。